

公募型企画競争の公示

次のとおり公募することとしますので、希望する者は企画書及び見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和5年11月8日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院長
武田 篤

1 調達内容

- (1) 件名
給食業務委託 一式
- (2) 調達案件の特質等 説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院
- (5) 選定方法等
 - ① 本契約は、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第13条2項に基づき、公募型企画競争による契約であること。
 - ② 業者の決定は、選考の参加条件が確認された法人等から提出された企画書及び見積書に基づいて、当病院設置評価委員会（以下「委員会」という。）の審査検討結果を踏まえ、当病院長が決定する。
 - ③ 委員会の構成員は、当病院長が別途決定する。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 独立行政法人国立病院機構反社会勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第6条に規定される次の事項に該当すると認められる者、当該事項に該当する者で、その事実があった後一定期間経過していない者は競争に参加する資格を有しない。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
 - ① 契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - ⑧ 前各号に類する行為を行なった者。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、当該参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 本公告2（3）において東北地域の競争参加資格を有し、A、B又はCの等級に格付されていること。また、再認定を受けた者にあつては、当該参加資格の再認定の際に東北地域の競争参加資格を有し、A、B又はCの等級に格付されていること。
- (5) 契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

- き再生手続開始の申立てをした者（本公告 2（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 見積書及び企画提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (8) 競争参加資格者以外の者（支店、営業所等）が参加する場合、競争参加資格者からの委任状の提出がない者の見積書は無効とする。
 - (9) 300床以上の病院における、病院給食業務（食材調達・管理業務を含む）の受託実績が2年以上あること。
 - (10) 病院給食業務受託実績年数が5年以上あること。
 - (11) 過去3年間に、東北管内で衛生関係法令による営業停止処分などの不利益処分を受けていないこと及び給食関係業務における契約解除をおこなっていないこと。
 - (12) 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者とし、代行保証会社についても同等規模の病院給食の実績を有する者とする。
 - (13) (財)医療関連サービス振興会認定「医療関連サービスマーク認定証書（患者等給食）」を有していること（有していない場合は、医療法第15条の2に基づく、「患者等給食業務を適正に行う能力のある者の基準」に適合していることを証明できること）。

3 手続等

- (1) 担当部署
〒982-8555 宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院 事務部企画課 業務班長 舞原範夫
電話 022-245-2113
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和5年10月8日（水）から令和5年11月27日（月）まで（土曜日、日曜日を除く毎日9時00分から17時00分まで）本公告3（1）の担当部署にて交付する。
- (3) 競争参加資格申請書の受領期限
令和5年11月28日（火）12時00分
- (4) 企画提案書・見積書の受領期限
令和5年11月28日（火）12時00分
（3）～（4）の提出場所及び提出方法
宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院 事務部企画課
提出方法は、持参、又郵送による場合は書留郵便によるものとし、受領期限までに担当部署に必着とすること。
- (5) 開札の日時及び場所
令和5年11月30日（木）14時00分
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院 会議室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 見積の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積、企画提案書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
- (3) 交渉権者及び契約価格の決定
次の各要件に該当する者のうち、説明書に定める評価の方法によって得られた数値の最も高い者を第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）とする。
 - ① 契約する事項に関する仕様書、現地調査等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - ② 企画提案書が、当院による審査の結果、合格していること。
 - ③ 見積価格によって、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の第一交渉権者以外で最も数値が高い者を交渉権者とするところがある。
 - ④ 本契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口
本公告3(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
本公告2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も本公告3(3)により見積書及び企画提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
- (8) 詳細は説明書による。